

届出が必要な機器の搬入についての申し合せ

平成 28 年 2 月 1 日

光創起イノベーション研究拠点運営協議会

静岡大学「光創起イノベーション研究拠点」棟利用細則第 6 条に規定する「別に定める」機器とは、研究上必要な機器であって、静岡大学安全衛生センター規則により、次の各号に掲げる機器とする。

- (1) 光創起研究棟の用力（電気、ガス、冷却水、実験排水、上下水道、LAN 等）を用いる機器。
ただし、電力については機器単体で単相100ボルト又は15アンペアのいずれかを超える電力を 2 分以上要する機器。
- (2) レーザー光を用いる機器のうち、クラス 1、クラス 2（JIS C 6802平成17年改訂）を超えるレーザー光を機器外部に発する機器。
- (3) 放射線を発する機器。
- (4) 産業廃棄物を生じる機器の内、特別管理産業廃棄物（特定有害産業廃棄物を含む。）を排出する機器

この申し合せは平成 28 年 2 月 1 日から実施する。